

自衛隊の通信実施の基準に関する訓令を次のように定める。

昭和39年10月9日

防衛庁長官 小泉純也

自衛隊の通信実施の基準に関する訓令

改正	昭和44年 7月24日庁訓第32号	平成13年 2月26日庁訓第 9号
	昭和53年12月14日庁訓第36号	平成13年11月 2日庁訓第 76号
	昭和57年 4月30日庁訓第19号	平成15年 3月26日庁訓第 19号
	昭和59年 3月30日庁訓第10号	平成15年 3月26日庁訓第 59号
	昭和59年 6月30日庁訓第37号	平成18年 3月27日庁訓第 12号
	平成 4年 6月19日庁訓第45号	平成18年 7月28日庁訓第 83号
	平成 4年 8月10日庁訓第49号	平成19年 1月 5日庁訓第 1号
	平成 5年 6月30日庁訓第45号	平成19年 8月30日省訓第145号
	平成 6年11月18日庁訓第58号	平成20年 3月25日省訓第 12号
	平成 9年 1月17日庁訓第 1号	平成21年 7月29日省訓第 48号
	平成11年 8月24日庁訓第45号	平成26年 7月24日省訓第 40号
	平成12年 6月 9日庁訓第76号	平成27年10月 1日省訓第 39号
	平成13年 1月 6日庁訓第 2号	令和 4年 3月16日省訓第 19号

自衛隊の通信実施の基準に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第6号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第9条）
- 第2章 電報及び通話の取扱（第10条—第16条）
- 第3章 通信統制（第17条—第23条）
- 第4章 自衛隊の相互の通信（第24条）
- 第5章 自衛隊と部外との通信（第26条・第27条）
- 第6章 信号通信及び伝令通信（第28条・第29条）
- 第7章 雑則（第30条）
- 附則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この訓令は、自衛隊における通信業務を円滑かつ適確に遂行するため、法令に別

段の定めがあるもののほか、自衛隊の通信の実施に関し必要な基準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 「通信」とは、電気通信、信号通信及び伝令通信をいう。
- (2) 「電気通信」とは、有線及び無線の電信電話、ファクシミリ又はビデオ伝送等による通信をいう。
- (3) 「信号通信」とは、手旗、旗りゆう、発光及び対空布板等による視覚信号等並びに汽笛、霧笛、打鐘及び水中通話機等による音響信号等による通信をいう。
- (4) 「伝令通信」とは、各種の伝令による通信をいう。
- (5) 「通信所」とは、自衛隊の電気通信の実施機関をいう。
- (6) 「通信系」とは、電気通信の伝送のための通信所の組合せをいう。
- (7) 「統制通信所」とは、一の通信系内において、その通信実施の統制を行なう通信所をいう。
- (8) 「通信指揮官」とは、通信所の指揮の責任を負う者をいう。
- (9) 「発信権者」とは、電報（模写電報を含む。以下同じ。）を発信する権限を有する者をいう。
- (10) 「通話権者」とは、市外専用電話の通話（以下「市外通話」という。）を行なう権限を有する者をいう。
- (11) 「発信調整者」とは、電報の発信及び市外通話の調整を行なう権限を有する者をいう。
- (12) 「信務」とは、電報処理に関する業務のうち、暗号業務及び送受信業務を除くその他の業務をいう。
- (13) 「各幕僚長」とは、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長をいう。
- (14) 「幕僚長等」とは、各幕僚長、情報本部長、防衛省本省の施設等機関の長、防衛監察監及び地方防衛局長並びに防衛装備庁長官をいう。
- (15) 「取扱区分」とは、親展、受領通知、事務、演習、統裁及び訓練等の電報の取扱い上の区分をいう。

(通信系)

第3条 通信系の種別は次のとおりとする。

- (1) 固定通信系
- (2) 移動通信系

2 通信系の構成内容は、防衛大臣が定めるもののほか幕僚長等が定めるものとする。

(周波数及び呼出符号等の配当)

第4条 移動通信系（陸上局を除く。）において使用する電波の型式、周波数、空中線電力及び呼出符号の配当は、別に定めるところにより防衛大臣の指定する範囲において幕

僚長等が定めるものとする。

(発信権者及び通話権者)

第5条 発信権者及び通話権者は、次のとおりとする。

(1) 防衛省本省の内部部局、統合幕僚監部、情報本部、防衛省本省の施設等機関及び防衛監察本部並びに防衛装備庁

イ 防衛大臣

ロ 防衛副大臣

ハ 防衛大臣政務官

ニ 事務次官

ホ 防衛審議官

ヘ 防衛省本省の内部部局の課長以上

ト 統合幕僚長及び統合幕僚学校長並びに統合幕僚長の指定する者

チ 情報本部長、防衛省本省の施設等機関の長、防衛監察監及び防衛装備庁長官並びにそれらの指定する者

リ 地方防衛局長及びそれらの指定する者

(2) 陸上自衛隊

イ 陸上幕僚長

ロ 陸上幕僚長が指定する者

(3) 海上自衛隊

イ 海上幕僚長

ロ 海上幕僚長が指定する者

(4) 航空自衛隊

イ 航空幕僚長

ロ 航空幕僚長が指定する者

(5) 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊

イ 自衛隊情報保全隊司令及び陸上幕僚長が指定する者

ロ 自衛隊サイバー防衛隊司令

(6) 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の機関

イ 自衛隊体育学校長

ロ 自衛隊中央病院長

ハ 自衛隊地区病院長

ニ 自衛隊地方協力本部長

2 幕僚長等は、前項第1号ト、チ及びリ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ並びに第5号イの発信権者及び通話権者を指定したときは、相互に通知するものとする。

(発信調整者)

第6条 発信調整者は、次のとおりとする。

(1) 内部部局

官房長が指定する者

- (2) 統合幕僚監部
統合幕僚長が指定する者
- (3) 陸上自衛隊（自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。）
 - イ 陸上幕僚監部にあつては、陸上幕僚長が指定する者
 - ロ 部隊又は機関にあつては、当該部隊又は機関の長が指定する者
 - ハ 駐屯地（分屯地を含む。）にあつては、駐屯地司令又は分屯地司令の指定する者
- (4) 海上自衛隊（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）
 - イ 海上幕僚監部にあつては、海上幕僚長が指定する者
 - ロ 部隊又は機関にあつては、当該部隊又は機関の長が指定する者
- (5) 航空自衛隊（航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）
 - イ 航空幕僚監部にあつては、航空幕僚長が指定する者
 - ロ 部隊又は機関にあつては、当該部隊又は機関の長が指定する者。ただし、基地（分屯基地を含む。）にあつては基地司令又は分屯基地司令が指定する者
- (6) 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊
 - イ 自衛隊情報保全隊司令が指定する者
 - ロ 自衛隊サイバー防衛隊司令が指定する者
- (7) 情報本部、防衛省本省の施設等機関、防衛監察本部及び防衛装備庁
情報本部長、防衛省本省の施設等機関の長、防衛監察監又は防衛装備庁長官が指定する者
- (8) 地方防衛局
地方防衛局長が指定する者

（通信濫用禁止）

第7条 発信者は、その濫用をつつしみ、通信の内容を簡潔、かつ明確にするようにつとめなければならない。

（秘密の保持）

第8条 通信に従事する者は、法令に定めるところにより秘密の保全を厳にし、通信によつて関知した事項を他に漏し又はこれを窃用してはならない。

（通信施設への立入禁止）

第9条 通信指揮官は、通信の秘密を保持するため通信設備のある場所に通信に関係のない者をみだりに立入らせてはならない。

第2章 電報及び通話の取扱

（電報及び市外通話の緩急区分等）

第10条 電報及び市外通話は、その緩急の程度により、次のとおり区分する。

- (1) 電報

緩急の区分及び優先順位	指定略号	内 容
1 特別緊急	「トク」又はZ	自衛隊の行動（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第76条から第86条までに規定する自衛隊の行動をいう。以下同じ。）に関する重要な命令、情報、報告又は通報で最も緊急を要するもの
2 緊 急	「キン」又はY	イ 自衛隊の行動に関する重要な命令、情報、報告又は通報で特別緊急について緊急を要するもの ロ 船舶、航空機又はその他の運輸機の遭難、搜索及び救助に関し緊急を要するもの ハ ロに掲げるもののほか、人命救助に関し緊急を要するもの
3 特別至急	「キウ」又はO	イ 治安維持、災害等に関する命令、情報、報告又は通報で重要であつて特に速達を要するもの ロ 航空機の飛行通報若しくは運行指令、航空機の航行に必要な気象通報又はノータムのうち特に速達を要するもの ハ レーダー及び航空機に関する補給請求のうち特に速達を要するもの
4 至 急	「ウナ」又はP	一般業務運営に関するものであつて速達を要するもの
5 普 通	「フツ」又はR	一般業務運営に関するものであつて特別至急、緊急、特別至急、至急及び閑送以外のもの
6 閑 送	「カソ」又はM	通信系が閑散なときに送信するものであつて通常受付た時より24時間以内に送信するもの

(2) 市外通話

緩急の区分及び優先順位	内 容

1 緊 急	電報の場合の特別緊急及び緊急に準ずるもの
2 特別至急	電報の場合の特別至急に準ずるもの
3 至 急	電報の場合の至急に準ずるもの
4 普 通	電報の場合の普通及び閑送に準ずるもの

- 2 至急以上の優先順位の電報を送信しようとするときは、現に行なわれている下位の優先順位の電報の送信を中止して送信することができる。
- 3 緊急及び特別至急の優先順位の市外通話を行なおうとするときは、現に行なわれている下位の優先順位の市外通話を中止して通話することができる。

(電報の発信)

- 第11条 電報は、発信権者又は発信権者の指定した者でなければ発信してはならない。
- 2 電報を発信しようとするときは、発信者は次の事項につき、発信調整者の調整を受けるものとする。
- (1) あて名
 - (2) 秘密区分
 - (3) 緩急区分
 - (4) 取扱区分
 - (5) 通信内容

(市外通話)

- 第12条 市外通話は、通話権者又は通話権者の承認を受けた者でなければ行なつてはならない。
- 2 市外通話を行なおうとするときは、通話者は次の事項につき、発信調整者の調整を受けるものとする。
- (1) 対話者
 - (2) 緩急区分
 - (3) 通話の要旨

(発信調整者の職務)

- 第13条 発信調整者は、第11条に規定する電報の調整あるいは第12条に規定する市外通話の調整を求められたときは、第11条第2項又は第12条第2項について審査し、緩急区分、秘密区分、取扱区分及び通信内容（以下緩急区分等という。）を調整するものとする。
- 2 前項の場合において、電報あるいは電話の利用又は、緩急区分等が不相当と認めるときは、発信者又は通話者にこれの取消又は、変更を求めることができる。

(通信指揮官の任務)

第14条 通信指揮官は、常に通信の状況を掌握し、通信の円滑な運用と秘密の保全につとめなければならない。

2 通信指揮官は、災害その他の事故により電気通信が途絶又は遅延がはなはだしいときは復旧につとめるとともに、その旨をすみやかに発信者又は通話者に通知し、かつ、他の通信手段により伝送する措置を講じなければならない。

(電報の暗号)

第15条 電報を伝送するときは、暗号を使用するものとする。ただし、次に掲げるものは暗号を使用しないことができる。

- (1) 航空機の飛行通報、運航指令、ノータム
- (2) 警報告示類
- (3) 気象通報式による気象
- (4) 船舶、航空機等の遭難捜索又は援助
- (5) 航空支援の緊急要請
- (6) 電報に関する連絡照会等に必要な略号電報
- (7) 災害派遣行動に関する情報
- (8) 地震防災派遣行動に関する情報
- (9) 原子力災害派遣行動に関する情報
- (10) 国際平和協力業務又は国際平和協力本部長から委託を受けて実施する輸送に関する情報
- (11) 在外邦人等の輸送に関する情報
- (12) 緊急を要するため暗号によつては時機を失すると認められるもの
- (13) その他幕僚長等が定めるもの

(交信等の方法)

第16条 交信及び信務の方法は、幕僚長等が防衛大臣の承認を得て、定めるものとする。

第3章通信統制

(統制通信所)

第17条 統制通信所は、当該統制通信所の属する通信系の他の通信所を統制する。

2 統制通信所は自衛隊の通信系について、各幕僚長が定めるものとする。

(通信制限)

第18条 幕僚長等又は幕僚長等の指定する者は、通信回線の障害、通信のふくそう等必要と認めるときは、監督下又は指揮下の所要通信系について、通信制限を行なうことができる。

2 前項の規定による通信制限の必要がなくなつたときは、すみやかに解除するものとする。

(通信制限の標準)

第19条 通信制限の標準は、次のとおりとする。

制限種別	略号	制限要項
緊急通信制限	キンツセ	特別至急以下の電報又は通話の取扱を停止する。
特別通信制限	キウツセ	至急以下の電報又は通話の取扱を停止する。
至急通信制限	ウナツセ	普通以下の電報又は通話の取扱を停止する。

2 通信制限は、これを行なうべき通信系、実施の時期及び制限の種別を示して行なうものとする。

3 通信制限を行なう場合には、直ちに関係の向にその旨を通報するものとする。通信制限を解除した場合においても同様とする。

(電波管制)

第20条 幕僚長等及び幕僚長等の指定する者は、部隊の企図、所在の秘とく等必要があるときは、監督下又は指揮下の所要通信系について、電波発射を管制することができる。

(電波管制の標準)

第21条 電波管制の標準は次のとおりとする。

管制種別	略号	適用の時機	管制要領
電波封止	テフシ	絶対嚴重な企図、所在の秘とくをする場合	一切の電波の発射を禁止する。
電波非常管制	テヒカ	最も嚴重な企図、所在の秘とくをする場合	行動上絶対必要な最緊急の通信を行なう場合のほか一切の電波の発射を禁止する。
電波警戒管制	テケカ	嚴重な企図、所在の秘とくをする場合	行動上絶対必要な通信を行なう場合のほか一切の電波の発射を禁止する。
電波通常管制	テツカ	相当嚴重な企図、所在の秘とくをする場合	行動上重要な通信を行なう場合のほか一切の電波の発射を禁止する。

- 2 電波管制は、これを行なうべき通信系、周波数、実施の時期及び管制種別を示して行なうものとする。
- 3 電波管制を行なう場合には、あらかじめ関係の向にその旨を通報するものとする。電波管制を解除した場合においても同様とする。

(通信監査)

第22条 各幕僚長は、監査通信所を指定して通信（防衛情報通信基盤の業務実施に関する訓令（平成15年防衛庁訓令第19号）第5条第1項各号に掲げるものを除く。）が法令の規定に従い確実に行なわれているかどうかを監査させなければならない。

- 2 各幕僚長は、前項の監査の結果、重要と認められる事項について、防衛大臣に報告しなければならない。

(通信監査の内容)

第23条 通信監査は、次の事項について行なうものとする。

- (1) 通信規律に関する事項
- (2) 通信指揮に関する事項
- (3) 通信保全に関する事項
- (4) 送信電波に関する事項
- (5) 交信方法に関する事項
- (6) その他必要な事項

第4章 自衛隊の相互の通信

(通信の利用)

第24条 自衛隊の通信所は、相互に通信の便宜を供与するようつとめなければならない。

第25条 削除

第5章 自衛隊と部外との通信

(非常通信)

第26条 電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に規定する非常通信の実施を部外から依頼されたときは、通信所は、本務に差支のない限り取扱わなければならない。

- 2 自衛隊の通信系による通信連絡ができないか又は困難な場合であつて、電波法第52条第4号に規定する非常通信を行なう必要があるときは、部外の通信機関にこれを依頼することができる。

(治安関係通信機関等との通信)

第27条 非常事態の発生のため若しくは治安維持上特に必要と認めるとき又は船舶航空

機の保安あるいは遭難捜索、救助のため及びこれらの通信の訓練のため自衛隊の通信所は国土交通省、警察庁、海上保安庁、気象庁、消防庁等の通信機関との間に、別に協定するところに従い通信を行なうことができる。

第6章 信号通信及び伝令通信

(信号通信等)

第28条 信号通信及び伝令通信は、電気通信以外の通信として有効に使用するものとする。

第29条 第6条、第7条、第13条、第18条及び第19条の規定は、信号通信及び伝令通信について準用する。

第7章 雑 則

第30条 この訓令に定めるもののほか、通信の実施に必要な事項のうち、暗号に関する事項については防衛大臣が別に定め、その他の事項については、幕僚長等が定めるものとする。

附 則

この訓令は、昭和39年11月1日から施行する。

附 則 (昭和44年7月24日庁訓第32号) (抄)

1 この訓令は、昭和44年8月1日から施行する。

附 則 (昭和53年12月14日庁訓第36号)

この訓令は、昭和53年12月14日から施行する。

附 則 (昭和57年4月30日庁訓第19号)

この訓令は、昭和57年4月30日から施行する。

附 則 (昭和59年3月30日庁訓第10号)

この訓令は、昭和59年3月31日から施行する。

附 則 (昭和59年6月30日庁訓第37号) (抄)

1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則 (平成4年6月19日庁訓第45号) (抄)

1 この訓令は、平成4年6月19日から施行する。

附 則 (平成4年8月10日庁訓第49号)

この訓令は、平成4年8月10日から施行する。

附 則 (平成5年6月30日庁訓第45号)

この訓令は、平成5年7月1日から施行する。

附 則 (平成6年11月18日庁訓第58号)

この訓令は平成6年11月18日から施行する。

附 則（平成9年1月17日庁訓第1号）

この訓令は、平成9年1月20日から施行する。

附 則（平成11年8月24日庁訓第45号）

この訓令は、平成11年8月25日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の航空機の運航に関する訓令第13条の2第2項第5号及び第13条の3第2項第5号中自衛隊法第100条の9の規定に基づき後方支援地域としての物品又は役務の提供を実施する場合に係る部分の規定は、同年9月25日から施行する。

附 則（平成12年6月9日庁訓第76号）

この訓令は、平成12年6月16日から施行する。

附 則（平成13年1月6日庁訓第2号）（抄）

1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年2月26日庁訓第9号）

この訓令は、平成13年3月1日から施行する。

附 則（平成13年11月2日庁訓第76号）

この訓令は、平成13年11月2日から施行する。

附 則（平成15年3月26日庁訓第19号）（抄）

1 この訓令は、平成15年3月27日から施行する。

附 則（平成15年8月1日庁訓第59号）

この訓令は、平成15年8月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日庁訓第12号）（抄）

1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年7月28日庁訓第83号）（抄）

1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年8月30日省訓第145号）（抄）

1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日省訓第12号）（抄）

1 この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

附 則（平成21年7月29日省訓第48号）

この訓令は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日省訓第39号）（抄）

1 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月16日省訓第19号）

この訓令は、令和4年3月17日から施行する。